

○ 文部科学省
厚生労働省 令 第一号

臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第三十六条の規定に基づき、臨床工学技士学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

文部科学大臣 末松 信介

厚生労働大臣 後藤 茂之

臨床工学技士学校養成所指定規則の一部を改正する省令

臨床工学技士学校養成所指定規則（昭和六十三年^{文部省}厚生労働省^令第二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(学校及び養成所の指定基準)</p> <p>第四条 法第十四条第一号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。</p> <p>一、十 (略)</p> <p>十一、十二 (略)</p> <p>2 法第十四条第二号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。</p> <p>一、二 (略)</p> <p>三 教育の内容は、別表第二に定めるもの以上であること。</p> <p>四 別表第二に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち四人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数)以上は、医師等である専任教員であること。</p> <p>五 (略)</p> <p>六 前項第六号から第十二号までに該当するものであること。</p> <p>3 法第十四条第三号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。</p> <p>一、二 (略)</p> <p>三 教育の内容は、別表第二に定めるもの以上であること。</p> <p>四 別表第二に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち五人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)以上は、医師等である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては四人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあ</p>	<p>(学校及び養成所の指定基準)</p> <p>第四条 法第十四条第一号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。</p> <p>一、十 (略)</p> <p>十一 前号の実習施設として利用する病院は、実習用設備として別表第二に掲げる設備を有するものであること。</p> <p>十二、十三 (略)</p> <p>2 法第十四条第二号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。</p> <p>一、二 (略)</p> <p>三 教育の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。</p> <p>四 別表第三に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち四人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数)以上は、医師等である専任教員であること。</p> <p>五 (略)</p> <p>六 前項第六号から第十三号までに該当するものであること。</p> <p>3 法第十四条第三号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。</p> <p>一、二 (略)</p> <p>三 教育の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。</p> <p>四 別表第三に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち五人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)以上は、医師等である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては四人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあ</p>

。つては、一学級増すごとに一を加えた数」とすることができる。

五 (略)

六 第一項第六号から第十二号までに該当するものであること。

別表第一(第四条関係)

備考	教育内容	単位数
一・二 (略)	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	十四
	人体の構造及び機能 臨床工学に必要な医学的基礎 臨床工学に必要な理工学的基礎 臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎	
三	医用機器学及び臨床支援技術 生体機能代行技術学 医療安全管理学 関連臨床医学 臨床実習	十二 十 七
	医用生体工学	七
合計		百一

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習七単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十四単位以上(うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十八単位以上及び専門分野四十二単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四 医用生体工学、医用機器学及び臨床支援技術、生体機能代行技術学並びに医療安全管理学の講義における医学

。つては、一学級増すごとに一を加えた数」とすることができる。

五 (略)

六 第一項第六号から第十三号までに該当するものであること。

別表第一(第四条関係)

備考	教育内容	単位数
一・二 (略)	科学的思考の基盤 人間と生活 (新設)	十四
	人体の構造及び機能 臨床工学に必要な医学的基礎 臨床工学に必要な理工学的基礎 臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎	
三	医用機器学 生体機能代行技術学 医用安全管理学 関連臨床医学 臨床実習	十二 八 五 六 四
	医用生体工学	七
合計		九十三

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十九単位以上(うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十七単位以上及び専門分野三十八単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四 医用生体工学、医用機器学、生体機能代行技術学及び医用安全管理学の講義における医学的領域と工学的領域

- 的領域と工学的領域の時間配分は、おおむね二分の一ずつとするものとする。
- 五 臨床実習の単位数には、血液浄化療法に関する実習の一単位、呼吸療法に関する実習及び循環器に関する実習の二単位並びに治療機器に関する実習及び医療機器管理業務に関する実習の二単位を含むものとする。
- 六 呼吸療法に関する実習及び循環器に関する実習においては、必ず集中治療室及び手術室における実習を含むものとする。
- 七 循環器に関する実習においては、必ず人工心肺装置を用いた実習を含むものとする。
- 八 臨床実習を実施する前に、臨床実習を行うために必要な技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導を必ず行うものとする。
- 九 臨床実習を実施した後、臨床実習において修得すべき技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導を必ず行うものとする。
- 十 別表第三の上欄に掲げる実習の区分に応じ、同表の中欄に掲げる行為を必ず実施させ、かつ、同表の下欄に掲げる行為を必ず見学させるものとする。

(削る)

- の時間配分は、おおむね二分の一ずつとするものとする。
- 五 臨床実習の単位数には、血液浄化装置実習の一単位、集中治療室実習及び手術室実習の一単位並びに医療機器管理業務実習の一単位を含むものとする。
- 六 集中治療室実習においては、必ず人工呼吸器実習を行うものとする。

- 七 手術室実習においては、必ず人工心肺装置実習を行うものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

別表第二(第四条関係)

人工呼吸器
高気圧治療装置
人工心肺装置
補助循環装置
ペースメーカー
除細動器
血液透析装置
集中治療室

別表第二(第四条関係)

教育内容		単位数
専門基礎	人体の構造及び機能 臨床工学に必要な医学的基礎 臨床工学に必要な理工学的基礎 臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎	六 九 六 七
専門分野	医用生体工学 医用機器学及び臨床支援技術 生体機能代行技術学 医療安全管理学 関連臨床医学 臨床実習	七 十 二 六 七 七
合計		八十七

備考

一・二 (略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習七単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十単位以上(うち専門基礎分野三十八単位以上及び専門分野四十二単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数にやらないことができる。

四 医用生体工学、医用機器学及び臨床支援技術、生体機能代行技術学並びに医療安全管理学の講義における医学的領域と工学的領域の時間配分は、おおむね二分の一ずつとするものとする。

五 臨床実習の単位数には、血液浄化療法に関する実習の一単位、呼吸療法に関する実習及び循環器に関する実習の二単位並びに治療機器に関する実習及び医療機器管理業務に関する実習の二単位を含むものとする。

六 呼吸療法に関する実習及び循環器に関する実習においては、必ず集中治療室及び手術室における実習を含むものとする。

別表第三(第四条関係)

教育内容		単位数
専門基礎	人体の構造及び機能 臨床工学に必要な医学的基礎 臨床工学に必要な理工学的基礎 臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎	六 八 六 七
専門分野	医用生体工学 医用機器学 生体機能代行技術学 医療安全管理学 関連臨床医学 臨床実習	七 八 二 五 六 四
合計		七十九

備考

一・二 (略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容七十五単位以上(うち専門基礎分野三十七単位以上及び専門分野三十八単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数にやらないことができる。

四 医用生体工学、医用機器学、生体機能代行技術学及び医用安全管理学の講義における医学的領域と工学的領域の時間配分は、おおむね二分の一ずつとするものとする。

五 臨床実習の単位数には、血液浄化装置実習の一単位、集中治療室実習及び手術室実習の一単位並びに医療機器管理業務実習の一単位を含むものとする。

六 集中治療室実習においては、必ず人工呼吸器実習を行うものとする。

- 七 循環器に関する実習においては、必ず人工心肺装置を用いた実習を含むものとする。
- 八 臨床実習を実施する前に、臨床実習を行うために必要な技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導を必ず行うものとする。
- 九 臨床実習を実施した後に、臨床実習において修得すべき技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導を必ず行うものとする。
- 十 別表第三の上欄に掲げる実習の区分に応じ、同表の中欄に掲げる行為を必ず実施させ、かつ、同表の下欄に掲げる行為を必ず見学させるものとする。

別表第三（第四条関係）

実習	実施させる行為	見学させる行為
呼吸療法 関連実習	人工呼吸装置の点検	呼吸療法に使用する機器及び回路、呼吸療法の実施に必要な薬剤並びに当該機器の運転条件及び監視条件に関する医師の指示の確認 呼吸療法に使用する機器及び薬剤の準備 人工呼吸装置の組立 人工呼吸装置の運転条件及び監視条件の設定及び変更 呼吸療法における監視機器を用いた患者観察 呼吸療法に使用する機器及び物品の消毒並びに使用した物品の廃棄

七 手術室実習においては、必ず人工心肺装置実習を行うものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

人工心肺 関連実習	人工心肺装置の点検	
補助循環 関連実習	補助循環装置の点検	
血液浄化 療法関連 実習	血液浄化装置の点検	血液浄化療法に使用する 機器及び回路、血液浄化 療法の実施に必要な薬剤 並びに当該機器の運転条 件及び監視条件に関する 医師の指示の確認 血液浄化療法に使用する 機器の準備 血液浄化装置の組立並び に回路の洗浄及び充填 血液浄化装置の穿刺針そ の他の先端部のシヤント 、表在化された動脈又は 表在静脈への穿刺及び除 去 血液浄化装置の運転条件 及び監視条件の設定及び 変更 血液浄化療法に使用する 機器を用いた血液浄化療 法の実施に必要な採血 血液浄化療法における血 液、補液及び薬剤の投与 量の設定及び変更 血液浄化療法における監 視機器を用いた患者観察 血液浄化療法に使用する

ペースメーカー関連実習	ペースメーカーの点検	機器及び物品の消毒並びに使用した機器及び物品の廃棄
集中治療関連実習	生命維持管理装置の点検	生命維持管理装置、集中治療に使用する機器及び回路並びに集中治療の実施に必要な薬剤の準備
手術関連実習(周術期を含む。)	手術関連機器の点検	生命維持管理装置の組立並びに回路の洗浄及び充填
鏡視下手術における視野確保関連実習	内視鏡手術システムの点検	
心・血管カテーテル治療関連実習	カテーテル関連機器の点検	
保守点検関連実習	点検の実施	

備考

一 この表の中欄に掲げる行為により点検を行った場合であつて、当該人工呼吸装置、人工心肺装置、補助循環装置、血液浄化

装置、ペースメーカー、生命維持管理装置、手術関連機器、内視鏡手術システム、カテーテル関連機器その他の機器等を診療の用に供するときは、実習指導者による確認が必要であること。

二 この表の下欄に掲げる行為の見学は、患者の同意を得て行うこと。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

(法第十四条第一号の学校及び養成所に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の日において現に臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号。以下「法」という。）第十四条第一号の指定を受けている学校又は養成所において臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の臨床工学技士学校養成所指定規則（以下「新規則」という。）第四条第一項第三号並びに別表第一及び別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この省令の施行の日において現に法第十四条第一号の指定を受けている学校又は養成所が実習施設として利用する病院に係る実習用設備については、この省令による改正前の臨床工学技士学校養成所指定規則（以下「旧規則」という。）第四条第一項第十一号及び別表第二の規定は、令和七年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

3 前項の規定にかかわらず、臨床工学技士学校養成所指定規則第二条第一項第十号に掲げる実習施設を変更しようとする前項に規定する学校又は養成所の設置者は、令和七年四月一日前においても、同令第三条第一項（同令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第四項及び附

則第四条第四項において同じ。）の規定の例により、変更の承認の申請又は協議をすることができ
る。

4 文部科学大臣又は都道府県知事は、前項の申請があつた場合には、令和七年四月一日前においても、臨床工学技士学校養成所指定規則第三条第一項の規定の例により、変更の承認をすることができ
きる。この場合において、当該変更の承認は、令和七年四月一日にその効力を生ずる。

（法第十四条第二号の学校及び養成所に関する経過措置）

第三条 法第十四条第二号の学校及び養成所に係る指定基準については、令和六年三月三十一日まで
の間は、新規則の規定は適用せず、旧規則の規定は、なおその効力を有する。

2 令和六年四月一日において法第十四条第二号の指定を受けている学校又は養成所において臨床工
学技士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、新規則第四条第二項
第三号並びに別表第二及び別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 令和六年四月一日において法第十四条第二号の指定を受けている学校又は養成所が実習施設とし
て利用する病院に係る実習用設備については、旧規則第四条第一項第十一号及び第二項第六号並び
に別表第二の規定は、令和七年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

4 前項の規定にかかわらず、臨床工学技士学校養成所指定規則第二条第一項第十号に掲げる実習施
設を変更しようとする前項に規定する学校又は養成所の設置者は、令和七年四月一日前においても

、同令第三条第一項の規定の例により、変更の承認の申請又は協議をすることができる。

5 文部科学大臣又は都道府県知事は、前項の申請があつた場合には、令和七年四月一日前においても、臨床工学技士学校養成所指定規則第三条第一項の規定の例により、変更の承認をすることができる。この場合において、当該変更の承認は、令和七年四月一日にその効力を生ずる。

(法第十四条第三号の学校及び養成所に関する経過措置)

第四条 法第十四条第三号の学校及び養成所に係る指定基準については、令和五年三月三十一日までの間は、新規則の規定は適用せず、旧規則の規定は、なおその効力を有する。

2 令和五年四月一日において法第十四条第三号の指定を受けている学校又は養成所において臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、新規則第四条第三項第三号並びに別表第二及び別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 令和五年四月一日において法第十四条第三号の指定を受けている学校又は養成所が実習施設として利用する病院に係る実習用設備については、旧規則第四条第一項第十一号及び第三項第六号並びに別表第二の規定は、令和七年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

4 前項の規定にかかわらず、臨床工学技士学校養成所指定規則第二条第一項第十号に掲げる実習施設を変更しようとする前項に規定する学校又は養成所の設置者は、令和七年四月一日前においても、同令第三条第一項の規定の例により、変更の承認の申請又は協議をすることができる。

5 文部科学大臣又は都道府県知事は、前項の申請があつた場合には、令和七年四月一日前においても、臨床工学技士学校養成所指定規則第三条第一項の規定の例により、変更の承認をすることができ、この場合において、当該変更の承認は、令和七年四月一日にその効力を生ずる。